

事業2 通院中の糖尿病患者のうち腎症重症化リスクの高い者に対する保健指導

当該事業においては、前年度(令和5年度であれば、4年度)の健診結果において腎症重症化リスクが高い方に対し、保健指導を行います。また、健診結果に関係なく、保健指導が必要とかかりつけ医が判断した場合についても、保健指導を行います。

事業のスキーム

1. 羽島市国保による抽出

① 羽島市国保が対象者を抽出し、委託業者に提供

<抽出条件>

前年度の健診において、空腹時血糖 126 mg/ dL または HbA1c(NGSP)6.5% 以上の者のうち、以下のいずれかに該当する者。

ア 検査値より腎症4期:eGFR30mL/分/1.73 m²

イ 検査値より腎症3期:尿蛋白陽性

ウ 検査値より腎症2期以上:eGFR45mL/分/1.73 m²未満で尿蛋白陽性

※国保の資格を喪失した方やがん等で終末期にある方等などは、対象としません。

② 委託業者が対象者へ保健指導案内等を送付。

③ 対象者が保健指導案内を持参の上医療機関を受診し、保健指導を希望する場合は、「個人情報の取り扱いに関する同意書」に記入。

④ 医療機関は対象者と相談の上、保健指導を希望する場合、「保健指導依頼票」(医療機関記入)、「個人情報の取り扱いに関する同意書」(対象者記入)、「請求書」を返信用封筒により羽島市へ返送。

⑤ 羽島市国保は「保健指導依頼票」を委託業者に送付。

⑥ 委託業者は「保健指導依頼票」に基づき対象者へ保健指導を行う。

⑦ 委託業者は保健指導内容を記入した「指導報告書」を医療機関へ送付。

2. かかりつけ医からの情報提供

④ 糖尿病治療中に、尿アルブミン、尿蛋白、eGFR 等により腎機能低下が判明し、羽島市国保による保健指導が必要とかかりつけ医が判断した者を抽出。かかりつけ医は、事前に羽島市国保に受け入れの可否を確認するとともに、保健指導対象者の同意を得て、返信用封筒により羽島市に保健指導依頼票(様式2)、「個人情報の取り扱いに関する同意書」(対象者記入)、「請求書」を送付。以降、上記1⑤～⑦と同じ。